

第3章 区全体の移動等円滑化の基本方針

「2-3 課題の整理 (1)区全体に関する課題」を踏まえ、移動等円滑化の目標と、それを実現するための基本的な方針を示します。

3-1 移動等円滑化の目標

●「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた」の実現を目指します

令和2(2020)年3月に策定した大田区移動等円滑化促進方針における目標を継続し、区全体を対象にバリアフリーの取組を推進することで、「移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた」の実現を目指します。

3-2 基本方針

(1)移動等円滑化の取組を着実に推進するために

●地区指定により計画的に移動等円滑化を推進します

区が平成23(2011)年3月に策定した「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」では、具体的な取組の一つとして、「多くの人が集まる拠点(場所・施設)のユニバーサルデザインの推進」を位置づけています。

また、バリアフリー法では、施設が集積する地区において面的・一体的な移動等円滑化を推進するため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の作成とそれに基づく事業の実施という仕組みを設けています。

これらを踏まえ、区は多くの人が集まる拠点となる地域をバリアフリー法に基づく「移動等円滑化促進地区」や「重点整備地区」に指定し、当該地区の移動等円滑化を計画的に推進します。

●指定した地区以外でも施設の改修等の機会を捉えて着実に整備を実施します

移動等円滑化促進地区や重点整備地区において位置づけられた施設や経路以外でも、施設の改修、道路改良工事などの機会を捉え、着実に整備を実施します。

その際は、これまでのバリアフリー基本構想に基づき実施された施設や経路の取組を参考とし、ユニバーサルデザインの考え方に基づく移動等円滑化を図ることで、良質な都市空間の形成を目指します。

●地区内の取組を契機として、ユニバーサルデザインの考え方に基づく区全体へのバリアフリー化を進めます

移動等円滑化促進地区や重点整備地区においては、移動等円滑化促進方針やバリアフリー基本構想に基づく取組に加え、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に示した各種取組(アクションプラン)を実践していきます。

そして、これらの地区で実際に人の行動や気持ち、まちの環境及び社会の仕組みに潜む様々なまちの課題解決に取り組むことを契機として、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、区全体へのバリアフリー化を進めていきます。

(2)より良い整備を実施するために

●利用者個々のニーズに応じた整備を図ります

移動等円滑化のための取組は、バリアフリー法等の移動等円滑化基準や東京都福祉のまちづくり条例の整備基準などに基づき実施され、高齢者、障がい者等が安全・安心に利用できる環境が確保されています。一方、一定の基準は満たされた施設でも、設備の配置や人の動線によっては利用者にとって使いづらくなっている例も見受けられます。

そこで、整備を行う際には、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」で示されたまちづくりの考え方や合理的配慮の考え方等を踏まえ、利用者個々のニーズに応じた整備を図るとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」を基本とした「ユニバーサルデザイン」の考え方を反映させていきます。

●スパイラルアップにより継続的にバリアフリーの水準を向上させます

「大田区移動等円滑化推進協議会」を中心に、移動等円滑化促進方針における移動等円滑化促進地区、及びバリアフリー基本構想における重点整備地区に基づくバリアフリー化の取組の進捗状況を管理します。

また、区民の参加により実際の取組成果を確認し、利用者のニーズに充分に対応した整備内容になっているかどうかの検証を行います。

さらに、バリアフリーや障がいの特性に応じた新たな技術開発、先進事例、国・東京都・他自治体の動向を捉えた上で、随時新たな考え方を取り入れていきます。

そしてこれらの重層的なスパイラルアップにより、継続的にバリアフリーの水準を向上させます。

(3)一人ひとりが移動等円滑化の環境づくりを支えるために

●区民・事業者・区（行政）の役割を明確化し、ソフト面の取組を促進します

① 区民

区民は、「困っているときにどのような支援をすればよいのか」など、高齢者、障がい者等への接し方や支援の方法などを習得し、理解と協力を深めるとともに、高齢者、障がい者等の困難さや困りごとを体験し学習する場に参加したり、バリアフリーに関する活動に参加したりするなど、一人ひとりが自発的にバリアフリーに関する取組に努めます。

一方で障がい者団体等は、講習会や交流会、区立の小中学校における心のバリアフリーの普及啓発など、区民に働きかけます。

また、自転車を適切な場所に止めることや、道路上に看板を置かないなど、交通ルールを守り、マナーの向上に努めます。

② 事業者

事業者は、障がいの社会モデル[※]の観点から、障がいの有無に関わらず、すべての利用者に対し同じサービスが提供できるように努めます。

高齢者、障がい者等が移動したり施設を利用したりする際の困りごとを理解し、バリアフリー情報を提供しつつ適切な対応ができるよう取り組むとともに、移動や目的をより円滑に達成できるよう、知識や技術を身につける研修や障がい者団体との交流など職員教育の充実に取り組みます。

特定事業等の実施だけでなく、利用者ニーズに応える取組も並行して行うことで、施設等の利便性・安全性の向上を図ります。

③ 区（行政）

区は、区民や事業者がソフト面の取組を進めるよう誘導します。

区民や事業者の具体的な行動により一層つながるよう、講演会などを開催し啓発・広報活動を進めます。また、障がい者団体等が主催する講習会や交流会の開催、区立の小中学校における教育の実施などについて支援します。

一方で、「大田区移動等円滑化促進方針【見直し】」の考え方や取組について、庁内で共有し職員の知識や意識の向上を図るとともに、区民や事業者に広く周知していきます。

[※] 障がいの社会モデル:障がい者が日常・社会生活で受ける制限は、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとする考え方です。